

令和2年 第3回喬木村議会定例会一般質問

令和2年9月12日 午前9時00分開議

会場： 喬木村役場 議場

順序	氏 名	質 問 事 項
1	後藤 澄壽	<ul style="list-style-type: none"> ○梅雨前線豪雨によって、大島地区（34戸 59人）は、一時地区全体が孤立状態になった。この大島地区の現状と、今後のむらとしての支援の方針について ○公共交通の充実・交通弱者対策推進の現状と課題、特に10月から予定されている富田・上平の村民バスの実証運行について
2	下平 貢	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年7月豪雨災害を教訓とした今後の災害対応について
3	櫻井 登	<ul style="list-style-type: none"> ○伊久間原、村道680号線の小川方面への道路延長について ○伊久間原の農業者アンケート結果に見る今後の農業施策について ○伊久間原大原から境ノ沢川に繋がる水路改修について ○災害から「命を守る」ための避難行動の適正な判断について
4	佐藤 文彦	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度の決算について
5	束原 靖雄	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカードの取得について
6	木下 温司	<ul style="list-style-type: none"> ○7月豪雨から見えてきた課題について ○ゴミ減量とマナー向上・監視カメラについて
7	小池 豊	<ul style="list-style-type: none"> ○7月の豪雨災害と、今後の対応について ○クラインガルテンの状況と、対策について
8	中森 高茂	<ul style="list-style-type: none"> ○出産祝金事業について ○人口減少を鈍化させるための施策について
9	福澤真理子	<ul style="list-style-type: none"> ○防災は住民の期待に添うものになっているか ○子どものインフルエンザ予防接種への補助を要望したい
10	後藤 章人	<ul style="list-style-type: none"> ○統合保育園周辺の交通安全と新しい保育園の目指すものは

令和2年 8月 24日

一般質問通告書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

質問事項 1	梅雨前線豪雨によって、大島地区（34戸 59人）は、一時地区全体が孤立状態になった。この大島地区の現状と、今後の村としての支援の方針について
質問の趣旨	7月に県道の崩落現場を視察し、県の建設事務所、大島区長、区の役員のお話を聞く機会があった。そのときに聞いたお話などに基づいて、大島地区の現状と、村としての今後の支援の方針について質す。
質問要旨と質問	<p>1-1 大島地区が、孤立化状態になったとき、いち早く村の職員が地区に入り、住民の生活の支援、健康を維持するための支援を行った。これに対して住民が大変感謝しているとのことだった。</p> <p>(1) 今まで村として大島地区にどのような支援をしてきたか。 孤立の原因となった県道の復旧工事は、道路の土砂を取り除くと、上から新たな崩落が起こる危険性があり、相当長期にわたる工事が必要となるとのことであった。7月15日には、「国総研」（国土交通省国土技術政策総合研究所）の視察があったが、県の建設事務所としては、この「国総研」の助言も得ながら、慎重に工事を進めて行きたいとのことであった。【総務課長】</p> <p>(2) 現在、県道の復旧工事はどこまで進んでいるか。 県道の完全復旧までには時間がかかるということで、仮設橋の強化、「スイッチバック」式通行を必要としている箇所の拡幅工事など、迂回路の拡充・強化が必要とのことであった。【高速交通対策課長】</p> <p>(3) 現在、迂回路の拡充・強化の工事はどこまで進んでいるか。住民の自動車での通行、緊急自動車の通行、村民バスの運行は、確保できているか。【高速交通対策課長】</p> <p>1-2 大島地区に対する支援について</p> <p>(1) 大島地区の主要な特産品の1つであるブルーベリーの生産農家は、コロナ禍によって、「ブルーベリー観光」ができなくなったところへ、豪雨による孤立によって出荷が困難となり、大きな打撃を受けた。これに対して、村として「持続化給付金」のような支援を検討していただけないか。【産業振興課長】</p> <p>(2) 大島地区には独居の高齢者も多く、支援を継続していただくことが必要と思うが、村としては、今後の住民支援について、どのように考えているか。【保健福祉課長】</p>

質問事項 2	公共交通の充実・交通弱者対策推進の現状と課題、特に10月から予定されている富田・上平の村民バス実証運行について
質問の趣旨	第5次喬木村総合計画の中にも、公共交通の充実・交通弱者対策推進が、方針として掲げられているが、その現状と課題を質したい。特に10月から予定されている富田・上平の村民バスの実証運行に関して質したい。
質問要旨と質問	<p>2-1 富田・上平の村民バスの実証運行について、さらに本格運行を実現するための条件について</p> <p>(1) 富田・上平の村民バスの実証運行について</p> <p>①当初の予定が延期されて10月からになった経緯は。</p> <p>②運行曜日、時刻表、ルートなどは、当初のものと変わっていないか。【企画財政課長】</p> <p>(2) 主な利用者として想定されている高齢者が、外出するのが困難な寒冷な季節の実証運行であるが、このことを本格運行の可否を判断する上で考慮していただけるか。【企画財政課長】</p> <p>2-2 公共交通の充実、交通弱者対策推進の現状と、今後の課題について</p> <p>(1) 公共交通の充実、交通弱者対策推進の現状は、どのようになっているか。【企画財政課長】</p> <p>(2) 公共交通の充実、交通弱者対策推進に関する今後の課題は何か。【企画財政課長】</p>

令和2年 8月24日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議 下平 貢

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>令和2年7月豪雨災害を教訓とした今後の災害対応について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>災害対応の検証と今後の対応について</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>令和2年7月豪雨災害は、1ヶ月に亘り長雨が続き、度重なる災害対策本部の設置などここ半世紀のうち記憶に残る年となっ てしまい、理事者をはじめ職員各位の心労如何ばかりかと改めて敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>さて、200カ所を超える災害に見舞われ、多くの爪痕を残した当村ですが、今回の経験を教訓として次に活かしていくことが重要だと考えます。</p> <p>そこで、</p> <p>1-1 今回の災害からわかったこの村の弱点をどの様に捉えているか。今後どの様な点に注力が必要かについてお伺いします。</p> <p style="text-align: right;">【村長】</p> <p>今回の長雨や豪雨の際に、何度も避難所が開設されました。その都度、地区の役員の方、役場の職員の方々が対応し、避難所運営にあたられました。各地多少の人数に差はありましたが避難所に非難された住民の方々が見受けられました。大事を執って身内を頼って自主避難された方も見られました。多い方では連日に亘り自宅と個々が決めた避難場所の往来をされた方もいました。</p> <p>幸いにして大きな住宅被害や人災はなく安堵したところです。</p> <p>反対に、自分の家や地域は大丈夫と、自宅待機された方も多く見受けられました。むしろこちらの世帯が殆どでなかったかと推察します。</p> <p>こうした状況において、今回の様な長雨や集中豪雨時の避難所の開設、運営の方法について、もう少し踏み込んだ形でルールを決めておく必要があるのではないかと感じました。</p> <p>対応にあられる役員の方や職員の方々の負担軽減も考えながら避難所開設のあり方を考えることが大切ではないかと考えます。</p>

そこで、

1-2 避難所の開設について、予想される災害の規模、状況や、地区ごとに応じて開設の仕方が異なると思われますが、避難所のあり方についてどの様に考えるかお伺いします。【総務課長】

今回、警戒レベルがレベル4となり、避難勧告が発令したにもかかわらず、殆どの住民は自宅待機となっていました。こうした場合、自分の地域の避難の必要性や、地域住民の安否確認を誰がどの様に把握し地域の安全を認識をし、どの範囲の住民まで情報を共有していくか。重要な課題だと感じました。

そこで、

1-3 各地域毎で、住民の安否確認の仕方に一定のルール作りが必要と考えるがどの様に考えるかお伺いします。【総務課長】

今回の災害は、大島阿島線の大きな被害を筆頭に、全村各地に亘り多くの土砂災害が発生してしまいました。まだまだ、復旧が始まったばかりで、かなりの時間を必要となることは致し方ないと捉えています。こうした中で、個人の所有する土地も数多く被災しました。公的な財産については、復旧に対しそのルールに則って粛々と進められると思いますが、私有財産については個々において復旧しなければなりません。しかしながら、いざ被災してみると、実際に何からどう手をつけて良いのか、誰に相談すれば良いのか。自責でないのにどうして自分で復旧しなければならないのか。そのことさえ理解できていない住民が多いと感じました。保険や共済に相談ということがありますが、たとえ加入していても、現在補償の対象となるのは住宅が被災した場合の住宅のみに適用となるものしかありません。周辺の法面や山はその対象となりません。

国の方針でも「自然災害により個人が被害を受けた場合には自助努力による回復が原則である」と言われていますが、実際に被災してみないとそのことすらも理解されていない気がします。

そこで、

1-4 被災時の、私有財産の復旧に向けた進め方について、村として指導や支援の指針についてどの様に考えているかお伺いします。

【高速交通対策課長】

令和 2 年 8 月 24 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

質 問 事 項 1	伊久間原、村道 680 号線の小川方面への道路延長について
質 問 の 趣 旨	村道の延長計画は、耕作はじめ収穫物の運搬、観光農業などの車両往来のための利便性や期待度が非常に高く、その実現が切望されている。村の方針を伺いたい。
質問要旨と質問	1-1 計画道路としての必要性や位置づけをどのように考えられているか、お訊きしたい。【高速交通対策課長】 1-2 道路延長計画に関する進捗状況と今後の見通しについてお訊きしたい。【高速交通対策課長】
質 問 事 項 2	伊久間原の農業者アンケート結果に見る今後の農業施策について
質 問 の 趣 旨	高齢者農業と後継者不在の顕在化により、その実態が明白となり、今後の方向性が憂慮されている。農地の賃貸借も進んではいるが農地の集積化による効率化は図られていない。
質問要旨と質問	2-1 アンケート結果の報告は受けたが、分析と整理をどのように進められているか、伺いたい。【産業振興課長】 2-2 村の農業政策の柱を維持しつつ、アンケート結果の分析と整理を踏まえた今後の農業施策についてお訊きしたい。【産業振興課長】

質問事項 3	伊久間原大原から境ノ沢川に繋がる水路改修について
質問の趣旨	大雨や豪雨のたびに多量の雨水が水路を溢れ、大原では舗装の下に雨水が入り舗装面を持ち上げるなど、大きな被害を受けている。恒久的な水路改修を望むが、村の見解を伺いたい。
質問要旨と質問	3-1 最大雨量の見込みを算出した水路設計による改修を施工し、畑灌の貯水池にも泥水が流れ込まないような恒久的な構造物の水路として、さらに境ノ沢川に繋がるまでを水路改修して豪雨でも心配のない集水と排水の役目を果たして地域一帯の農業への配慮をいただきたい。 村の見解をお訊ねしたい。【高速交通対策課長】

質問事項 4	災害から「命を守る」ための避難行動の適正な判断について
質問の趣旨	避難訓練やハザードマップに基づく避難行動も「非常時」には混迷するかもしれない。感染症予防のために避難所の収容人数が制限されることにもなる。想定外にはどうすればよいのか、また、避難情報「指示」に一本化の見直しもある。村の考えを伺いたい。
質問要旨と質問	4-1 7月豪雨の下呂市では、避難勧告に続き避難指示が出された。指定避難所では感染症防止のため、受け入れ制限によって「他の避難所に行ってくれ」という想定外の事態があった。類推すればどこでも想定され起こりうる。また、全員避難もあり得ない。災害想定例を明示し、相応しい避難パターンを示し個別の対応も考慮すべきと思うがどう考えるか。 【総務課長】 4-2 内閣府は、災害時の避難情報において、逃げ遅れを減らすため「勧告」を廃止、「指示」に一本化するとされている。2つの違いは理解され難く、さらに勧告、指示ともにレベル4として位置付けていることも分かりにくくしているという。避難誘導を分かりやすくするための村の見解と対応策についてお訊きしたい。 【総務課長】

令和2年 9月 1日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 佐藤文彦

質 問 事 項 1	令和元年度の決算について
質 問 の 趣 旨	令和元年度は 3 つの重点項目を掲げられた。その成果と課題について
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1-1 重点項目 1 「少子高齢化対策の推進」 少子化対策として「最先端の教育環境を提供し時代に適応できる能力を子ども達に身につけてもらう」ために、ICT教育を推進してきた。教育のみならず、産後健診や産後ケア事業も新たに取り組まれた。保育所の様々な課題解決のため統合保育園建設への道筋も作られた。 高齢者対策としては、タクシー券制度の対象範囲拡大や、村民バスの新たな委託先の確保。併せて車両の小型化への変更など、高齢者の移動手段の確保に努められた。 これらの施策を通じて、新たに「喬木村が選ばれる地域」としての成果はどうであったか？ その成果と課題を伺う。【村長】</p> <p>1-2 重点項目 2 「防災対策の充実」 今年度も 7 月の豪雨により甚大な被害が発生した。令和元年度では台風 19 号による被害も記憶に新しい。年度当初に「地震・猛暑・豪雨等の異常気象などから住民の命を守る最大の使命を果たす」と掲げられ、大規模災害に備えた小学校の避難所強化（トイレの洋式化）、地区避難所のエアコン設置やトイレの洋式化への補助。役場庁舎への非常用電源の整備など、災害に対する備えの部分の充実を図られた。 「防災対策の充実」として、これらの施策の成果と今後の課題について伺う。【総務課長】</p>

1-3 重点項目3「リニア・三遠南信自動車道への対応」

リニア中央新幹線については、堰下地区の盛土造成などの工事が予定され、本線に絡む企業や個人の皆様には個別の補償交渉も行われてきた。JR東海の本線事業の遅れも危惧されるが、村としては予定通りの進捗であったか？ また移転対象の企業・個人の皆様、該当地域の皆様の不安解消への対策は万全であったか？

これらの施策は長期に渡るもので、単年度での成果を評価することは難しいとは考えるが、敢えてその成果と課題について伺う。

【高速交通対策課長】

1-4 「重点項目以外での課題」

3つの重点項目以外に課題として浮かび上がった事業は？

また、それらについて今後の第5次総合計画の後半を考える中でどのように反映させていくか、その方針を伺う。

【企画財政課長・村長】

令和2年 8 月 28 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 東原靖雄

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>マイナンバーカードの取得について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>マイナンバーカードは平成 27 年度 10 月に施工され、現在各個人申請で進められています、交付枚数率は全国で 15%弱 (7 人に 1 人)、長野県で 12.98% ()、喬木村では 295 件 10.82% (県内 50/77) で非常に低い状況です、政府機関では利活用面で令和 5 年 3 月までにはほとんどの住民がカードを保有することを目指しています。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1-1 令和元年 6 月 21 日に閣議決定された、マイナンバー制度の「安全、安心で利便性の高い、デジタル化社会を早期に実現する観点から「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。喬木村からは平成 28 年度より通知カードと交付申請書が送られてきています、窓口での申請と、又 4 つの申請の方法があると言います、その申請はどの様にすればよいか伺します。 【住民窓口課長】</p> <p>1-2 令和 3 年 3 月からは、マイナンバーカードにより健康保健証として本格運用する、などマイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用出来る範囲の拡大を図り、率先して取得に推進していくことが予定されています、そのメリット、今後の利用する範囲について伺します。 【住民窓口課長】</p> <p>1- 3 カードには表面に顔写真入と、裏面にあるマイナンバーと IC チップが埋め込まれています、それぞれはどの様な活用で有るかについて伺します。 【住民窓口課長】</p> <p>1-4 マイナンバーカードの安全性について 持ち歩き、提示方法、暗証番号、SNS へカードの画像の投稿、又紛失など場合の安全性について伺します。 【住民窓口課長】</p> <p>1-5 カードの有効期限は 2 通り有ると聞きます、その期限と更新手続きの方法を伺します。 【住民窓口課長】</p>

令和2年8月29日

一般質問通告書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 木下 温司

質問事項 1	(質問するテーマ) 7月豪雨から見えてきた課題について
質問の趣旨	放置された私有地の災害要因に対する責任 全村的な災害に対して、私有地の公的支援はできないのか
質問要旨と質問	<p>(民法717条では損害賠償の規定がされていますが、運用については難しい。)</p> <p>1-1 放置された私有地の災害要因に対する責任は</p> <p>(喬木村では2カ所が指定されていますが、被害が想定される住民への適切な情報提供はどのように行うのか) 【高速交通対策課長】</p> <p>1-2 「特定農業用ため池」に指定された下流域周辺住民への情報提供、緊急時の避難対応</p> <p>(小河川の整備については高齢化により、河川清掃が行き届かなくなってきて、災害に繋がる恐れもある、今後の対応について) 【高速交通対策課長】</p> <p>1-3 小河川の周辺整備と災害への備えは</p> <p>(公共土木、農業、林業関係それぞれの分野での対応について) 【高速交通対策課長】</p> <p>1-4 激甚災害に指定されたが、今後どのようなプロセスで、処理を進められるのか</p> <p>(今回のような全村的な災害に対して、私有地の災害に公的援助はできないのか) 【高速交通対策課長】</p> <p>1-5 私有地での災害の公的支援について 【高速交通対策課長】</p> <p>1-6 できるとしたら、工事が完了してしまっている個所についての対応は。 【高速交通対策課長】</p>

質問事項 2	(質問するテーマ) ゴミ減量とマナー向上・監視カメラについて
質問の趣旨	ゴミ減量の啓発活動、減量化に向けて今後どのように取り組むのか
質問要旨と質問	<p>(資源ごみへの分別の徹底)</p> <p>2-1 ごみ減量化の啓発活動、減量化に向けて今後どのように取り組むのか</p> <p>(ゴミ減量化と処理費用の抑制を図るためには) 【生活環境課長】</p> <p>2-2 基本計画の中で循環型社会の形成 3R (リデュース・リユース・リサイクル) 現状の取り組み</p> <p>(分別、指定日を守らないマナー違反の対応) 【生活環境課長】</p> <p>2-3 ゴミステーションの現状について</p> <p>(実際不法投棄があった場合どのような手順で対応されるのか) 【生活環境課長】</p> <p>2-4 ゴミステーションへの監視カメラ設置と適用指針について 【生活環境課長】</p>

令和 2 年 9 月 1 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 小池 豊

質 問 事 項 1	7 月の豪雨災害と、今後の対応について
質 問 の 趣 旨	豪雨災害後の対応と、大島地区の皆さんご苦勞をお聞きする中、長期的対応方法をお聞きしたい。
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1. 7 月の豪雨災害では、2 回に亘る大雨にて当村では、約 240 カ所に崩落、土砂流入、越水等の大きな被害をうけました。被害に会われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。村内の被害カ所の復旧に当たっては、県の補助等含みながら、すでに工事資金の見積もりもされ、計画が進んでいるようですが、水路の補修、崩落カ所の修繕等、再び被害が起きないように、進めていただきたいと思います。改修に当たっての基準やら、条件をお聞きします。 【高速交通対策課長】</p> <p>2. くりん草園は、被害当時、再起不能かと思われるほどの惨状でしたが、愛好会の皆さん、ボランティアの皆さんによる復旧作業、村での予算化により、園内の廃土の見通しも立ち、来年の開園に向け動きが始まりました。そんな中、くりん草に必要な水路の確保について、水の取り入れ口に貯水槽が必要かと思われます。森林税を活用する中、その取り付けができないものか、お聞きします。 【生活環境課長】</p> <p>3. 県道大島阿島線は、崩落の後、村としても精一杯改修にご尽力いただいているところですが、改修が完成せず、時間制限の迂回路にて通行されています。通勤通院、買い物、農産物の出荷作業等、その不便さは言うに言われない事と思ひます。復旧工事には多くの日数と費用が必要になろうかと思われます。 隣村豊丘村では、県の補助を受け、集落整備事業として昭和 50 年から 54 年にかけて、一つの地区全戸 27 戸が集団移住をしております。該当地区への侵入道路が一本しかなく、その道路が被害に会うと地区への出入りができなくなる事が移住の理由でした。 大島地区対応として、道路の件、また高齢化の進行する中、当然住民の希望調査をしっかりと行い、5～10 年計画にて、場所をある程度定める中、移住推進。高齢者、特に一人暮らしの方に対しては、集合住宅の建設、斡旋を計画してはいかがでしょうか。村としての考えをお聞きします。 【村長】</p>

質問事項2	クラインガルテンの現状と、対策について
質問の趣旨	クラインガルテンを有効活用できないか。
質問要旨と質問	<p>1. 大島地区と氏乗地区のクラインガルテンにつきましては、地区の活性化と人口対策として、平成22年にそれぞれ5棟ずつ両方で10棟が建設され、現在に至っております。残念ながら令和2年現在加入者ゼロの状態です。大島地区においては、加入希望者はあるようですが、新型コロナの対応のため、来村できない現状のようです。現地の管理等、対応はどのようにされているかお聞きします。 【生活環境課長】</p> <p>2. 施設の使用に当たっては、喬木村市民農園施設設置条例に定められている訳ですが、使用期間は1年間、年間使用料は36万円となっています。使用期間については、暮らし易い夏場のみ使用できるとか、使用者の条件、また使用料についても、改めていただき、多くの方に入居いただける条件にしてはいかがかと思われませんが、村としての対応、お考えをお聞きします。 自然豊かな中で生活、農業を望む方は、都会で長いサラリーマン生活を終えた方達には、多いかと思われま。</p> <p>【生活環境課長】</p>

令和2年 9月 1日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長下岡 幸文殿

喬木村議会議員 中森高茂

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>出産祝金事業について。</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>出産祝金事業の執行に関して見直しを提案する。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>出産祝金事業は人口減少化社会が当村においても加速化が進む中で、一世帯で三人以上の子育てを推進する目的で実施されました。施策が実施された当初において、第三子以降の誕生した家庭に対して一定の条件を課す中で30万円を給付していました。その後拡充され、現在では第一子5万円・第二子10万円・第三子30万円・第四子40万円の給付となっております。令和元年度の決算額は800万を超えています。当村が他町村に先駆けて実施しましたが近隣町村でも追隨した形で実施されています。しかし、費用対効果を鑑みるに見直しせざるを得ない状況と判断いたします。</p> <p>そこで、長期にわたり給付してきた事を考え、保護者の皆様に十分な説明やご理解をいただくためには段階的な減額と、それにより生じた機会費用を子育て施策の拡充に充て、教育環境の整備や子供たちの健康維持に活用することを提案いたします。</p> <p>1-1 令和3年度予算においては第三子以上に10万円を支給し、第一子・二子には3万円の祝金を給付します。令和4年度予算においては前者に3万円の祝金を給付し、後者には給付を廃止します。当初予算との差額減額分は、保育園児・小中学生に対して入園入学必需品の購入やタブレットなどの購入費や子供たちの健康推進目的に当て使用することを提案いたします。国や県の施策による子育て環境整備の充実が図られる中で、村内全ての子供たちが、第1子であれ4子であれ村立保育園や村立の小中学校においては同じ条件の教育環境が与えられるべきであると考えます。村では、事務事業評価においても見直しが必要であるとの考えをお持ちですがいかがお考えでしょうか御尋ねいたします。 【村長】</p>

質問事項 2	人口減少を鈍化させるための施策について。
質問の趣旨	高校・大学を卒業したのち喬木村へ戻り就職した若者への支援策の概要を提案いたします
質問要旨と質問	<p>喬木村のみならず多くの町村でも人口減少問題への取り組みは大きな課題ですが、若者が故郷へ帰るのをためらう一番の理由は、専門学校や大学卒業後、それぞれの目指す就職先が少ない点にあると思います。喬木村ではリニア中央新幹線が開業すれば通勤範囲が広がり、豊かな自然環境の中で生活し、統合保育園の建設による教育環境の整備も図られ、さらにはICTを活用した教育が浸透する中で、居住人口の増加を見据えた施策が求められています。現在まで富田地域での住宅建設などの施策や、帰牛原地区での宅地分譲を進めて一定の成果が表れてきました。今後北地区での宅地分譲地も決まり15戸余りの分譲予定がされています。飯田下伊那地区での人口の増減は抜本的な人口問題の解決策にならないという当初の考えを柔軟に変え下段の村での開発に着手したことは高く評価しています。そこで、喬木村で育ち卒業後村に帰ってきた人たちに現在のような給付制度だけでなく、国の住宅ローン控除とは別に、村内に住宅を建てた方への利子補給制度や固定資産税の一定期間の減免などの施策を、所得に準拠した中で実施することを提案いたします。現在都市部では、新型コロナウイルス感染症の蔓延する中、経済活動が縮小する中で、就職環境も変化しつつあります。現時点での当村に帰るか否か選択で悩んでいる若者が帰村するチャンスでもあると考え、思い切った施策をすべきタイミングであると考えますがいかががお考えでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【企画財政課長・村長】</p>

令和2年 9 月 1 日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 福澤真理子

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>防災は住民の期待に添うものになっているか。</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>①河川防災について住民の不安に応えられるよう改善を望む。 ②防災は女性視点で、ということが言われるようになっているが、村の状況はどうか。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>河川防災カメラが村内 4 か所に設置されており、河川の状況について、いちごチャンネル、喬木村地域情報アプリで河川カメラの情報が得られるようになっているが、情報源として、十分な環境ではないように思う。雨が降り続くときなど不安が大きいとの声を聴いている。加々須川、小川川は浸水想定区域となっているが、壬生沢川の流域も住宅地であり、増水時は心配が大きいとお聴きする。</p> <p>1-1 現状の環境では、村としても必要な情報が得られないのではないかと。国土交通省の河川情報があることはお聴きしたが、村民のだれもが利用できるものではない。河川カメラは村民の身近にある情報源である。活用できることが重要であり、対策が必要ではないかと考えるが、村の考えを伺いたい。 【総務課長】</p> <p>防災について、地区ごとに学習会を開催されるなど、取り組まれている。全村の様子は知り得ていないが、参加者は地区の役員などに限られているように感じている。村民の防災意識は上がっているだろうか。大規模地震など危惧される中で、「防災は女性の視点で」「避難所の運営に女性の参画を」など言われるようになっている。子どもをもつお母さんから、避難所は様々な心配があるという発言もある。</p> <p>1-2 防災組織の女性の参画の現状はどのようなか伺いたい 【総務課長】</p> <p>1-3 地域の防災リーダーとして活躍できる女性を育てることが大事とも言われている。防災への女性の参画についてどのように考えられているか伺いたい。 【企画財政課長】</p> <p>1-4 防災は個人が意識をし、備えをしていくことも大事と考える。子どもを守らなければならない若い世代、家庭生活の中心になっている女性など対象者を絞った学習会を企画するなどはどうか。 【企画財政課長】</p>

質問事項 2	子どものインフルエンザ予防接種への補助を要望したい。
質問の趣旨	子育て世代にとってインフルエンザの予防接種の費用負担は多大である。接種を希望する子どもが受けられるよう支援が必要ではないか。
質問要旨と質問	<p>インフルエンザワクチンは流行を阻止する効果が明確でないという課題があり、原則自己負担の任意接種となっている。</p> <p>重症化を防ぐ効果があるとされる 65 歳以上の高齢者は費用を公費で一部負担する定期接種となっている。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、冬場の季節型インフルエンザとの同時流行が心配されている。一自治体で対応できることではないが、医療現場の混乱も心配されている。国では医療従事者や高齢ではないが重症化するリスクが高い持病のある人、小学校低学年までの子どもを優先するという報道もある。</p> <p>予防接種は保険の適応にならず、全額自己負担である。費用は 4 千円前後。低年齢の子どもでは 2 回接種が必要で、一人 7 千円～8 千円の負担になる。受けさせたいが費用がかかりすぎてできない、補助してもらえたらという声が聴かれる。高くてうけられない、インフルエンザに罹ったほうが安い、という保護者もおられるそうだ。</p> <p>1-1 経済的な理由で予防接種を受けられないという状況をなくすために、費用を補助する考えはないか伺います。 【保健福祉課長】</p>

令和2年 9月 1日

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議 後藤 章人

質 問 事 項 1	統合保育園周辺の交通安全と新しい保育園の目指すものは。
質 問 の 趣 旨	保育園周辺の交通安全対策の具体案と統合保育園の保育理念を問う
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1. 統合保育園の開園により、保育園に通じる道路の車両台数が現在よりかなり増すと思われます。今でも、午前六時三十分から、八時三十分まで見ても、たった2時間の間にかなりの交通量がありますが、村では、どのような状況になると予想していますか？ 【教育委員会事務局長】</p> <p>2. 園児、児童、生徒及び送迎の保護者の安全確保のため、例えば、主変道路の拡幅、待避所の増設、村民バスの活用、専用の送迎バスの運行、その他何らかの方策が必要と思われますが、どうお考えですか？ 【教育委員会事務局長】</p> <p>3. 統合保育園のプロポーザルの内容と、それに対する村の考えは。 【副村長】</p> <p>4. 昨年と今年、二つの幼稚園を視察したが、どちらの園もそれぞれ基本的な教育理念、保育理念を持っていたと思うが、本村においては、そこで得たものを新保育園にどのように活かすのか、それとも参考とはしないのか伺います。 【教育長】</p>